

11

衛生・環境

医療施設数、衛生監視対象施設数、主要死因別死亡数、ごみ収集量、公害など

練馬区勢
図表

土地・
気象・
人口

国勢調査

経済
センサス

商業統計
調査

工業統計
調査

農業

行財政
・議会

区施設
利用状況
・区民相談

福祉・
社会保障
・教育

衛生・
環境

土木施設
・みどり

区民の
暮らし
関連

警察・
消防・
防災

特別区勢
一覧

表152 医療施設数および病床数

(各年3月31日現在)

年	病 院		診 療 所				歯科診療所	助産施設
	施設数	病床数	施 設 数			病 床 数		
			計	有 床	無 床			
平成 28 年	19	3,087	558	21	537	250	465	29
29	20	3,180	563	18	545	223	456	29
30	20	3,136	560	17	543	223	454	27
31	20	3,096	568	16	552	221	455	31
令和 2 年	19	3,038	576	15	561	202	454	39

注：病院については、令和元年6月1日を基準日として東京都福祉保健局が編集・発行した「医療機関名簿 令和元年」による。
資料：健康部生活衛生課、東京都福祉保健局「医療機関名簿 令和元年」

表153 町別病院数および診療所数

(令和2年3月31日現在)

町 名	計	病 院	一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所	町 名	計	病 院	一 般 診 療 所			歯 科 診 療 所
			計	有床	無床					計	有床	無床	
総 数	1,049	19	576	15	561	454							
旭 丘	14	1	6	—	6	7	土 支 田	19	—	12	1	11	7
小 竹 町	20	—	12	—	12	8	富 士 見 台	11	—	5	—	5	6
栄 町	22	1	11	—	11	10	南 田 中	7	—	5	1	4	2
羽 沢	5	—	3	1	2	2	高 野 台	30	1	16	—	16	13
豊 玉 上	7	—	4	—	4	3	谷 原	10	—	6	—	6	4
豊 玉 中	6	—	2	—	2	4	三 原 台	6	—	4	—	4	2
豊 玉 中 南	7	1	3	—	3	3	石 神 井 町	78	—	43	1	42	35
豊 玉 北	63	—	38	—	38	25	石 神 井 台	28	—	15	—	15	13
中 村	10	—	6	1	5	4	上 石 神 井	36	—	19	—	19	17
中 村 南	7	—	5	—	5	2	上 石 神 井 南 町	—	—	—	—	—	—
中 村 北	27	1	16	—	16	10	下 石 神 井	13	—	8	—	8	5
桜 台	36	—	19	2	17	17	立 野 町	5	—	3	—	3	2
練 馬	33	1	22	—	22	10	関 町 東	5	—	3	—	3	2
向 山	5	—	—	—	—	5	関 町 北	43	2	20	—	20	21
貫 井	35	—	16	—	16	19	関 町 南	16	2	9	—	9	5
錦	3	—	3	—	3	—	東 大 泉	104	3	57	1	56	44
氷 川 台	15	—	9	—	9	6	西 大 泉 町	—	—	—	—	—	—
平 和 台	17	—	12	—	12	5	西 大 泉 町	16	—	11	—	11	5
早 宮 町	23	—	10	1	9	13	南 大 泉	29	—	13	—	13	16
春 日 町	37	—	19	1	18	18	大 泉 町	15	1	7	—	7	7
高 松	16	1	8	—	8	7	大 泉 学 園 町	55	2	32	1	31	21
北 町	36	1	20	2	18	15							
田 柄	45	—	24	1	23	21							
光 が 丘	23	1	15	—	15	7							
旭 町	11	—	5	1	4	6							

注：(1)「病院」とは患者20人以上の収容施設を有するものをいう。
(2)「診療所」とは患者の収容施設を有しないもの、または20人未満の収容施設を有するものをいう。
資料：健康部生活衛生課

表154 医療従事者数

(各年12月31日現在)

年		医 師	歯 科 医 師	保 健 師 等
平成	24 年	1,045	587	2,994
	26	1,089	606	3,307
	28	1,115	582	3,313
	30	1,180	600	3,629
令和	2 年	1,218	611	3,948

注：(1) 数値は、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項および保健師助産師看護師法第33条に基づく届出の人数である。また、調査は2年毎に実施される。

(2) 医師、歯科医師については原則住所に、医師、歯科医師以外については勤務地に届出を行う。

(3) 保健師等の欄は保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者数の合計数である。

資料：健康部生活衛生課

表155 薬局数および薬剤師数

(各年3月31日現在)

年	薬 局 数			薬 剤 師 数	
	計	医 薬 品 製 造 を 行 う も の	医 薬 品 製 造 を 行 わ な い も の		
平成	28 年	308	20	288	1,525
	29	313	20	293	...
	30	314	19	295	1,600
	31	316	15	301	...
令和	2 年	326	15	311	1,747

注：薬剤師数は、厚生労働省薬剤師調査に基づく、隔年12月31日現在の区内在住者からの調査票届出数である。

資料：健康部生活衛生課

表156 医薬品販売業および医療機器販売業・賃貸業施設数

(各年3月31日現在)

年	医 薬 品 販 売 業		管 理 医 療 機 器 販 売 業		高 度 管 理 医 療 機 器 販 売 業	
	販 売 業	賃 貸 業	販 売 業	賃 貸 業	販 売 業	賃 貸 業
平成	28 年	100	945	351	276	204
	29	95	957	407	276	202
	30	97	977	407	276	202
	31	98	991	408	284	204
令和	2 年	100	996	411	293	215

注：医薬品販売業は、配置販売業および卸売販売業を含まない。

資料：健康部生活衛生課

表157 毒物劇物販売業施設数

(各年3月31日現在)

年	販 売 業			
	一 般	農 業 用 品 目	特 定 品 目	
平成	28 年	151	5	11
	29	150	4	9
	30	144	4	8
	31	144	4	8
令和	2 年	154	4	7

資料：健康部生活衛生課

表158 食品衛生関係施設数

(1) 食品衛生法第52条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	飲食店								
		計	旅館、ホテル	バー、キャバレー	一般飲食店	すし屋	そば屋	仕出し屋	弁当屋	そうざい店
平成 28 年	7,892	4,659	4	159	3,201	120	177	83	277	250
29	7,803	4,657	4	167	3,182	117	170	80	271	253
30	7,889	4,672	4	164	3,208	111	166	88	270	250
31	7,860	4,683	4	163	3,204	110	158	91	265	241
令和 2 年	7,787	4,636	4	160	3,179	108	153	95	263	237

年	飲食店 その他	喫茶店				菓子製造業				アイス クリーム 製造業
		計	店舗	自動販売機	自動車	計	パン製造業	生菓子製造業	その他	
平成 28 年	388	388	56	328	4	664	142	183	339	46
29	413	358	57	299	2	653	140	177	336	44
30	411	343	64	278	1	742	147	171	424	46
31	447	336	64	271	1	731	150	169	412	47
令和 2 年	437	336	67	267	2	734	150	160	424	53

年	乳関係営業			食肉関係営業				魚介関係営業		
	計	乳類販売業	その他	計	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	計	魚介類販売業	魚肉ねり製品製造業
平成 28 年	867	867	—	611	39	564	8	547	543	4
29	842	842	—	605	37	559	9	531	527	4
30	836	835	1	602	39	556	7	530	526	4
31	830	829	1	595	34	555	6	527	523	4
令和 2 年	813	812	1	591	36	550	5	518	515	3

年	食品の冷凍または冷蔵業	氷雪販売業	食用油脂製造業	みそ製造業	ソース類製造業	豆腐製造業	清涼飲料水製造業	めん類製造業	そうざい製造業	添加物製造業
29	18	1	1	3	3	24	2	21	36	2
30	19	1	1	3	3	23	2	23	39	2
31	18	1	1	3	2	21	2	21	37	2
令和 2 年	18	—	1	3	2	19	2	20	36	2

年	酒類製造業	あん類製造業	缶詰又は瓶詰食品製造業
29	1	1	—
30	1	1	—
31	1	1	1
令和 2 年	1	1	1

注：食品衛生法に規定する営業のうち、区内に該当施設がないものについては項目名を掲載していない。
資料：健康部生活衛生課

(2) 食品製造業等取締条例(東京都)に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	行商	つけもの 製造業	製菓材料等 製造業	粉末食品 製造業	そうざい等 半製品 製造業	調味料等 製造業
平成 28 年	1,347	2	26	2	5	5	10
29	1,354	3	26	2	5	5	10
30	1,358	1	25	2	6	5	9
31	1,359	2	26	2	5	5	10
令和 2 年	1,379	3	27	2	6	5	9

年	魚介類加工業	食料品等販売業総数			卵選別包装業	給食	
		計	店舗	その他		計	学校・ 幼稚園
平成 28 年	11	842	823	19	9	435	106
29	9	836	813	23	9	449	106
30	8	834	808	26	9	459	105
31	7	818	788	30	9	475	105
令和 2 年	7	820	791	29	9	491	105

年	給食						
	病院・診療所	工場・事業所	児童福祉施設	社会福祉施設	ボランティア 給食	その他	給食 (届出以外)
平成 28 年	15	4	174	67	5	9	55
29	16	4	182	65	6	10	60
30	14	4	192	68	6	10	60
31	14	3	203	71	8	11	60
令和 2 年	16	3	219	70	8	11	59

資料：健康部生活衛生課

(3) 東京都ふぐの取扱規制条例に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	ふぐ取扱所	ふぐ加工製品取扱施設
平成 28 年	171	51	120
29	179	50	129
30	186	49	137
31	184	48	136
令和 2 年	180	42	138

資料：健康部生活衛生課

(4) 練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業

(各年3月31日現在)

年	総数	許可を要しない 食品製造業	許可を要しない 食品販売業	食器具 容器包装	おもちゃ 製造・販売業	添加物販売業	乳さく取業
平成 28 年	3,818	111	3,538	85	60	23	1
29	3,818	111	3,538	85	60	23	1
30	3,819	111	3,539	85	60	23	1
31	3,820	112	3,539	85	60	23	1
令和 2 年	3,820	112	3,539	85	60	23	1

注：練馬区食品衛生法施行規則第9条に規定する営業は、届出のみを要し、許可を要しない営業である。

資料：健康部生活衛生課

表159 環境衛生監視対象施設数

(各年3月31日現在)

年	総数	理容所	美容所	クリーニング	公衆浴場	旅館業
平成 28 年	10,574	411	862	471	86	7
29	10,498	408	879	448	86	8
30	10,456	407	891	441	85	8
31	10,355	385	869	410	85	9
令和 2 年	10,355	370	848	406	82	11

年	興行場	プール	水道施設	墓地等	コインランドリー	小規模受水槽	その他
平成 28 年	10	152	855	141	74	7,414	91
29	10	153	834	141	80	7,358	93
30	10	153	827	141	89	7,310	94
31	10	152	816	141	97	7,257	124
令和 2 年	10	150	817	141	107	7,257	156

資料：健康部生活衛生課

表160 主要死因別死亡数

年次	総数	悪性新生物（がん等）					
		計	食道	胃	結腸	直腸・ 直腸S状結腸 移行部	肝・肝内胆管
平成 27 年	5,685	1,725	54	223	158	71	115
28	5,829	1,751	54	222	144	74	110
29	6,105	1,764	73	181	158	67	113
30	6,134	1,796	64	209	187	62	114
令和 元 年	6,204	1,826	57	209	191	72	118

年次	悪性新生物（がん等）						
	胆のう・ その他の胆道	膵	気管・ 気管支・ 肺	乳房	子宮	白血病	その他
平成 27 年	71	154	323	80	43	31	402
28	68	176	361	69	34	39	400
29	83	181	368	77	24	42	397
30	95	174	342	79	46	32	392
令和 元 年	82	167	354	72	41	43	420

年次	結核	糖尿病	心疾患	高血圧性疾患	脳血管疾患	肺炎	喘息
平成 27 年	11	50	853	28	432	548	7
28	17	71	833	33	453	527	9
29	17	63	949	39	480	461	11
30	8	73	878	38	468	406	6
令和 元 年	8	60	915	32	442	393	4

年次	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他の全死因
平成 27 年	72	80	352	171	107	1,249
28	85	97	439	134	112	1,268
29	77	93	411	154	97	1,489
30	95	99	440	156	105	1,566
令和 元 年	88	107	571	144	99	1,515

資料：東京都福祉保健局「死亡原因一覧表(令和元年)」「人口動態統計(平成27年から令和元年)」、健康部保健予防課

表161 一、二、三類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年次	総数	一類感染症	二類感染症		三類感染症				
			結核	その他	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
平成 27 年	161	—	144	—	—	6	11	—	—
28 年	193	—	169	—	—	—	23	—	1
29 年	176	—	149	—	—	1	26	—	—
30 年	135	—	119	—	—	1	15	—	—
令和元 年	154	—	143	—	—	—	11	—	—

注：(1) 一類感染症の値は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう(天然痘)、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱の発生件数(疑似症患者も含む)の合計値である。
 (2) 結核の値には、疑似症患者も含む。
 (3) 二類感染症のうちその他の値は、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウィルス族MERSコロナウィルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)の発生件数(一部疑似症患者も含む)の合計値である。

資料：健康部保健予防課

表162 四、五類感染症発生件数（全数把握対象疾患）

年次	総数	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
		E型肝炎	A型肝炎	デング熱	レジオネラ症	アメーバ赤痢	
平成 27 年	60	—	1	—	3	6	11
28 年	58	—	—	4	—	6	2
29 年	61	—	1	4	1	6	2
30 年	173	—	—	8	—	3	5
令和元 年	145	—	3	5	—	3	—

年次	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
	ウイルス性肝炎(A型・E型を除く。)	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)	急性脳炎	クリプトスポリジウム症	クロイツフェルト・ヤコブ病
平成 27 年	—	—	—	—	—	1
28 年	3	—	—	1	—	—
29 年	2	—	—	3	—	1
30 年	—	—	2	1	1	1
令和元 年	4	—	3	1	—	—

年次	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	ジアルジア症	侵襲性インフルエンザ菌感染症	侵襲性肺炎球菌感染症	水痘(入院例に限る。)
平成 27 年	1	2	—	—	5	14
28 年	2	3	—	—	3	11
29 年	1	4	—	—	2	15
30 年	2	5	—	—	3	17
令和元 年	1	2	1	2	15	1

年次	全数届出四類・五類感染症（届出のあった疾病のみ）					
	梅毒	播種性クリプトコックス症	百日咳	風しん	麻しん	薬剤耐性アシネクトバクター感染症
平成 27 年	12	—	—	—	2	—
28 年	18	1	—	—	1	—
29 年	12	1	—	—	1	—
30 年	10	1	69	—	40	—
令和元 年	21	—	47	—	26	9

注：(1) 急性弛緩性麻痺は平成30年5月1日より全数把握対象疾患に指定された。
 (2) 百日咳は平成30年1月1日より定点把握対象疾患から全数把握対象疾患に指定された。

資料：健康部保健予防課

表163 生活習慣病予防

(1) 区民健康診査等受診者数

年 度	30歳代健康診査	国民健康保険特定健康診査	医療保険未加入者健康診査	75歳健康診査	後期高齢者健康診査	国民健康保険特定保健指導	医療保険未加入者特定保健指導	一般胸部エックス線検査	肝炎ウイルス検診
平成 27 年度	9,551	46,647	3,856	3,623	41,307	1,146	15	73,140	11,552
28 年度	9,459	43,333	3,907	3,736	42,222	509	15	71,464	11,833
29 年度	8,539	41,472	4,049	3,467	43,175	731	32	70,252	10,892
30 年度	7,823	38,966	4,121	3,380	43,170	879	23	66,693	9,762
令和元 年度	7,354	37,735	4,056	2,788	43,209	617	18	65,071	9,271

資料：健康部健康推進課、区民部国保年金課

(2) がん検診受診者数

年 度	胃 が ん 検 診		子 宮 が ん 検 診		乳 が ん 検 診
	エックス線検査	内視鏡検査	頸 が ん	体 が ん	
平成 27 年度	24,268	—	19,625	6,386	17,254
28	22,108	—	16,903	5,758	16,673
29	20,860	—	16,873	5,118	17,051
30	19,795	733	15,802	4,244	16,928
令和元年度	10,905	5,527	17,125	4,331	16,937

年 度	肺 が ん 検 診		大 腸 が ん 検 診	前 立 腺 が ん 検 診
	胸部エックス線	喀痰細胞診		
平成 27 年度	28,137	1,889	69,154	984
28	27,413	1,854	66,340	817
29	27,555	1,778	64,417	841
30	27,528	1,667	61,667	764
令和元年度	26,008	1,660	53,942	736

注：胃がん検診は、平成30年度からエックス線検査と内視鏡検査の2項目になった。
資料：健康部健康推進課

表164 予防接種実施状況

(1) 定期予防接種の実施数

年 度	D P T - I P V (四種混合)	D P T (三種混合)	D T (二種混合)	不活化ポリオ(急性灰白髄炎)	M R (麻疹風しん混合)	水痘(みずぼうそう)	日本脳炎
	接種回数4回	接種回数4回	接種回数1回	接種回数4回	接種回数2回	接種回数2回	接種回数4回
平成 27 年度	24,813	29	3,296	789	11,243	11,827	17,526
28	24,866	2	3,735	444	11,768	11,988	20,184
29	23,504	—	3,589	266	11,290	11,480	21,325
30	23,381	4	3,899	93	11,292	11,457	25,641
令和元年度	22,494	—	3,842	23	11,342	11,157	24,433

年 度	B C G (結核)	子宮頸がん(HPV感染症)	H i b (ヒブ)	小児用肺炎球菌	B型肝炎	高齢者インフルエンザ	高齢者用肺炎球菌
	接種回数1回	接種回数3回	接種回数4回	接種回数4回	接種回数3回	接種回数1回	接種回数1回
平成 27 年度	5,475	49	24,513	24,542	—	70,688	7,304
28	6,043	61	24,346	24,366	10,054	71,672	8,344
29	5,823	66	23,476	23,541	17,655	67,951	8,408
30	5,739	140	22,888	22,935	16,951	70,730	7,277
令和元年度	5,559	346	21,512	22,067	16,071	75,054	3,833

年 度	風しん抗体検査	風しん予防ワクチン接種
	1回助成	接種回数1回
平成 27 年度	—	—
28	—	—
29	—	—
30	—	—
令和元年度	6,351	1,332

注：(1) B型肝炎は平成28年度から定期予防接種を実施している。
(2) 接種回数は標準的な接種回数である。
(3) 子宮頸がんは平成25年6月14日付け厚生労働省通知により積極的勧奨を差し控えている。
(4) 風しん予防接種を受ける機会がなかった昭和37(1962)4月2日から昭和54(1979)年4月1日の間に生まれた男性を対象に、風しんの定期予防接種を実施している。
資料：健康部保健予防課

(2) 任意予防接種の実施数

年 度	麻疹風しん混合未接種者対策事業	おたふくかぜ	B型肝炎(経過措置)	風しん抗体検査	風しん予防ワクチン接種
	最大2回まで助成	接種回数1回	最大3回まで助成	1回助成	接種回数1回
平成 27 年度	215	5,951	—	1,191	570
28	254	5,991	—	1,225	632
29	219	5,750	153	946	624
30	316	5,727	—	4,682	1,929
令和元年度	215	5,642	—	2,113	1,424

年 度	高齢者用肺炎球菌
	接種回数1回
平成 27 年度	2,907
28	3,007
29	2,152
30	1,624
令和元年度	—

注：(1) 本表の実施延人員は、区の助成により実施した任意予防接種の実績である(全額自己負担による接種者は含まない)。
(2) B型肝炎の事業は、定期予防接種化に伴い、任意予防接種の助成を終了した。
(3) 接種回数は標準的な接種回数である。
(4) 高齢者用肺炎球菌の任意予防接種の助成は、平成30年度をもって終了した。
資料：健康部保健予防課

表165 犬の登録等件数

年 度	犬の鑑札交付・再交付・交換数	犬の予防接種件数	咬傷発生件数
平成 27 年度	2,304	19,454	15
28	2,224	18,917	18
29	2,204	19,144	11
30	2,135	19,419	18
令和元年度	2,382	18,928	15

資料：健康部生活衛生課

表166 休日急患診療事業等実施状況

年 度	練馬休日急患診療所			練馬つつじ歯科休日急患診療所			
	昼間(休日)	準夜間	練馬区夜間救急 子どもクリニック (再掲)	歯科休日 急患診療	心身障害者(児) ・要介護高齢者 歯科診療	心身障害者(児) 歯科相談	摂食・えん下 リハビリテーション 外来および訪問診療
平成 27 年度	5,031	5,022	4,305	512	2,709	116	256
28	4,871	4,852	4,077	528	2,781	81	288
29	5,640	4,985	4,244	550	2,651	85	263
30	5,816	4,837	3,986	503	2,372	59	252
令和元年度	5,613	4,571	3,774	702	2,459	89	228

年 度	練馬区休日・夜間薬局		石神井休日急患診療所		石神井歯科 休日急患 診療所	石神井休日夜間薬局	
	昼間(休日)	準夜間	昼間(休日)	準夜間 (土・休日)		昼間(休日)	準夜間 (土・休日)
平成 27 年度	4,661	4,410	4,599	2,514	497	4,388	2,299
28	4,639	4,266	4,840	2,615	—	4,418	2,401
29	5,197	4,296	5,173	2,701	—	4,675	2,505
30	5,285	4,283	4,891	2,432	—	4,467	2,302
令和元年度	5,188	4,039	5,014	2,382	—	4,657	2,205

年 度	小児初期救急医療事業			輪 番 制		
	順天堂 練馬病院	練馬 光が丘病院	島村 記念病院	医科 休日診療	歯科 休日診療	柔道整復 施術
平成 27 年度	1,194	2,212	501	5,001	88	510
28	1,151	1,999	264	5,034	141	436
29	1,146	2,492	91	5,299	182	467
30	1,009	2,576	159	4,888	162	473
令和元年度	762	2,281	211	5,064	310	562

注：(1) 練馬区夜間救急子どもクリニック(再掲)は、準夜間帯および年末年始昼間の0～15才の数値で、練馬休日急患診療所の昼間(休日)および準夜間の数値に含まれる。

(2) 石神井歯科休日急患診療所は平成28年3月31日をもって運営を終了した。

資料：地域医療担当部地域医療課

表167 リサイクル事業実施状況

(1) 事業状況

年 度	家庭用コンポスト化容器・電気式生ごみ処理機		リサイクルマーケット 開 催 (支援事業)	大型生活用品リサイクル情報掲示板 (リサイクル情報の提供件数)				集 団 回 収 登 録 団 体 数
	あっせん	購入費助成		譲 (渡)		譲 (受)		
				提 供	成 立	提 供	成 立	
平成 27 年度	13	80	108	297	146	46	8	571
28	6	87	123	284	136	37	5	592
29	16	96	116	197	110	39	3	616
30	5	100	89	249	130	27	1	636
令和 元 年度	5	103	79	241	113	24	—	654

注： 集団回収登録団体数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。

資料： 環境部清掃リサイクル課

(2) 資源別回収量

年 度 お よ び 事 業 名	総 量	紙 類				古 布
		新 聞	雑 誌 ・ 雑 紙	ダン ボ ー ル	紙 パ ッ ク	
平成 27 年度	43,427,179 kg	9,372,128 kg	9,388,302 kg	7,743,176 kg	49,754 kg	1,065,139 kg
28	41,259,447	8,202,984	8,769,058	7,675,725	49,655	974,399
29	40,835,817	7,832,557	8,646,710	7,729,151	45,028	1,010,920
30	40,081,666	7,076,856	8,623,336	7,764,452	40,343	1,007,439
令和 元 年度	40,178,481	6,412,382	8,862,031	8,032,827	35,368	1,064,302
集 団 回 収	9,971,321	4,378,172	2,771,161	2,007,087	17,718	555,232
集 積 所 回 収	19,360,935	2,034,210	6,090,870	6,025,740	17,650	—
街 区 路 線 回 収	9,211,732	—	—	—	—	—
公 共 施 設 拠 点 回 収	558,076	—	—	—	—	509,070
販 売 店 回 収	63,715	—	—	—	—	—
粗 大 回 収	1,012,702	—	—	—	—	—

年 度 お よ び 事 業 名	缶		び ん		ペ ッ ト ボ ト ル	乾 電 池
	ス チ ー ル	ア ル ミ	リ タ ー ナ ブ ル	ワ ン ウ ェ イ		
平成 27 年度	1,338,122 kg	773,809 kg	482,733 kg	4,980,254 kg	2,085,505 kg	87,428 kg
28	1,258,231	826,233	463,585	4,856,478	2,136,435	95,464
29	1,093,301	973,231	453,587	4,783,145	2,172,400	91,764
30	1,052,041	1,013,449	431,584	4,623,054	2,298,645	88,236
令和 元 年度	1,109,513	1,015,590	405,537	4,560,711	2,353,815	89,803
集 団 回 収	86,783	145,642	1,009	—	—	—
集 積 所 回 収	—	—	—	—	—	—
街 区 路 線 回 収	1,022,730	869,948	404,528	4,560,711	2,353,815	—
公 共 施 設 拠 点 回 収	—	—	—	—	—	26,088
販 売 店 回 収	—	—	—	—	—	63,715
粗 大 回 収	—	—	—	—	—	—

年 度 お よ び 事 業 名	容 器 包 装	廃 食 用 油	金 属 類	小 型 家 電	ふ と ん	蛍 光 管
	プ ラ ス チ ッ ク					
平成 27 年度	5,166,100 kg	19,147 kg	748,144 kg	2,688 kg	123,845 kg	905 kg
28	5,068,690	18,340	762,466	2,814	98,090	800
29	5,055,560	18,497	803,863	3,714	121,620	769
30	5,088,560	18,172	829,235	4,419	121,100	745
令和 元 年度	5,192,465	18,408	894,409	3,918	126,810	592
集 団 回 収	—	—	8,517	—	—	—
集 積 所 回 収	5,192,465	—	—	—	—	—
街 区 路 線 回 収	—	—	—	—	—	—
公 共 施 設 拠 点 回 収	—	18,408	—	3,918	—	592
販 売 店 回 収	—	—	—	—	—	—
粗 大 回 収	—	—	885,892	—	126,810	—

資料： 環境部清掃リサイクル課

表168 ごみ量およびし尿収集量

年 度	ご み 量				し 尿	
	総 量	可 燃	不 燃	粗 大	対 象 戸 数	収 集 量
平成 27 年度	t 131,596	t 122,212	t 5,190	t 4,195	116	t 134
28	128,391	119,037	4,882	4,472	115	119
29	128,129	118,784	4,812	4,533	115	111
30	127,157	117,638	4,961	4,558	114	98
令和 元 年度	129,202	119,310	5,040	4,851	113	90

注：(1) し尿の対象戸数は各年度末現在の、それ以外の項目は各年度における数値である。
 (2) 粗大ごみの量は、資源化および再利用化分を除いた数値である。
 資料：環境部清掃リサイクル課

図32 資源別回収量の推移【表167関連】

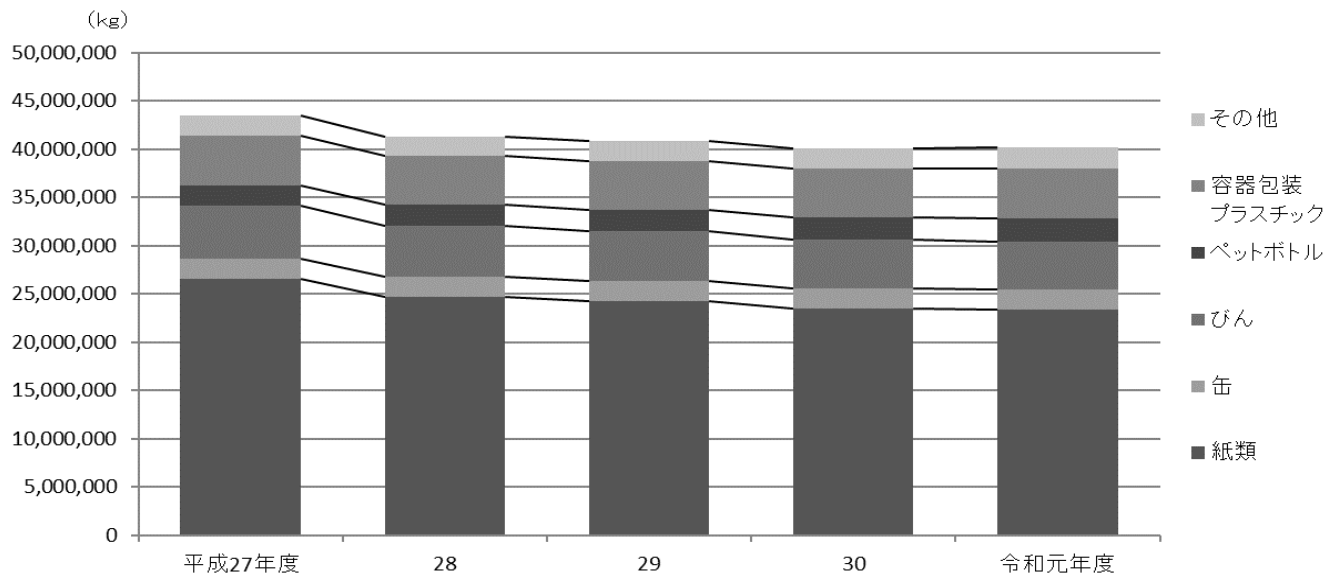


図33 ごみ量の推移【表168関連】

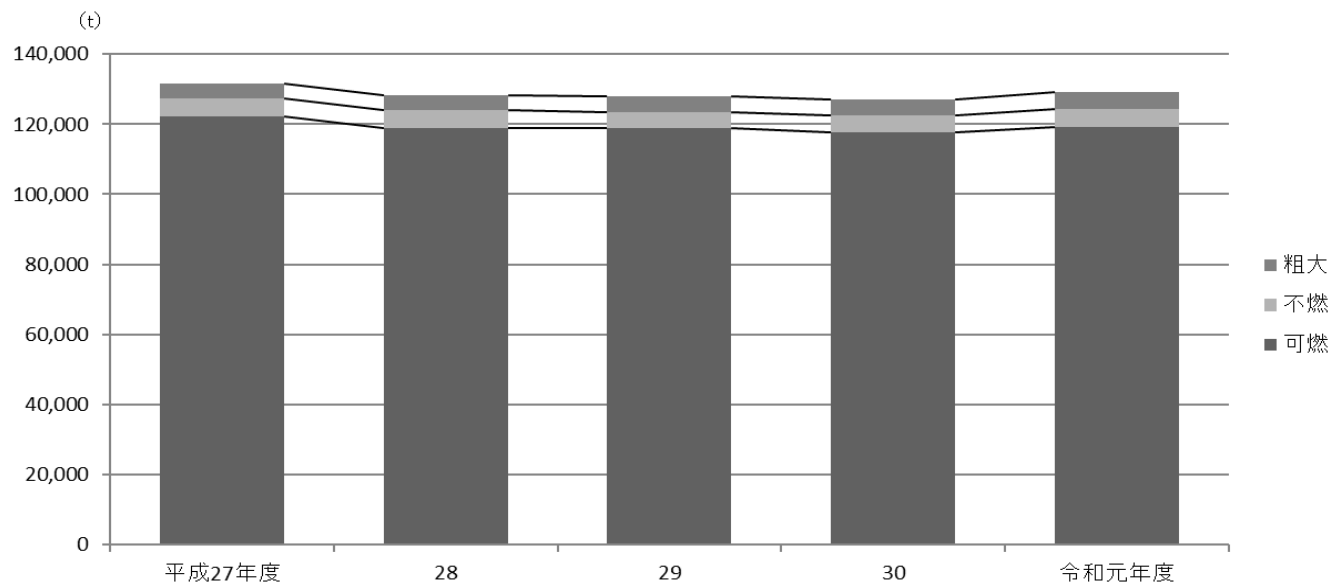


表169 そ族昆虫駆除等対策実施状況

年 度	苦 情 ・ 相 談 件 数	衛 生 害 虫 等		蜂 駆 除 (除 去 巣 数)		ユスリカ駆除 (延 個 所 数) 卵 塊 除 去
		駆 除 件 数	駆 除 箇 所 数	スズメバチ	アシナガ バチ 他	
平成 27 年度	1,939	10	1,720	545	50	144
28	1,008	10	1,720	894	70	114
29	1,216	10	1,720	707	22	154
30	1,525	10	2,194	368	113	122
令和 元 年度	1,702	10	3,197	690	7	104

年 度	ね ず み 駆 除		水 害 時 消 毒	
	殺 剤 配 布 数	殺 剤 配 布 戸 数	発 生 回 数	件 数
平成 27 年度	12,378	11,926	—	—
28	11,976	11,885	—	—
29	10,440	10,310	1	23
30	6,250	6,185	1	63
令和 元 年度	5,982	5,982	—	—

注：(1) 蜂駆除対策のアシナガバチ他には、ミツバチも含まれている。
 (2) 殺剤(袋)の数は、配布戸数に窓口での配布数を加えたものである。
 資料：健康部生活衛生課、土木部維持保全担当課

表170 大気汚染状況

年 度	オ キ シ ダ ン ト	二 酸 化 窒 素	浮 遊 性 粒 子 状 物 質 (粉 じ ん)
	ppm	ppm	mg/m ³
平成 27 年度	0.035	0.017	0.019
28	0.033	0.015	0.017
29	0.036	0.015	0.016
30	0.032	0.014	0.020
令和 元 年度	0.032	0.013	0.015

注：数値は練馬区豊玉北測定室で測定された年度平均値である。
 資料：環境部環境課

表171 河川の水質測定結果

測定地点		年 度	水素イオン濃度 (p H)	溶 存 酸 素 量 (D O)	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (B O D)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)
石 神 井 川	溜 瀧 橋	平成 27 年度	6.7	9.8	1.4	2.2	2.3
		28	7.2	11.2	0.7	1.5	2.8
		29	6.9	12.5	0.5	1.1	1.0
		30	7.0	9.6	2.8	3.6	6.0
		令和 元 年度	6.5	10.2	0.8	2.5	7.8
	南 田 中 橋	平成 27 年度	7.0	10.2	0.8	1.5	6.8
		28	7.5	11.6	0.8	1.8	8.3
		29	7.2	9.5	1.0	5.3	121.3
		30	7.7	9.2	1.4	2.9	12.0
		令和 元 年度	6.9	9.9	0.8	1.8	18.8
	栗 原 橋	平成 27 年度	7.6	10.7	1.2	2.0	3.3
		28	7.8	11.1	4.3	5.6	8.3
29		8.0	11.4	0.6	1.3	2.8	
30		7.9	11.0	0.9	2.0	2.0	
令和 元 年度		7.7	10.8	0.6	1.3	2.0	
白 子 川	大 泉 氷 川 橋	平成 27 年度	7.5	10.8	0.9	1.5	1.3
		28	7.8	11.4	2.4	3.6	6.5
		29	8.0	12.1	0.6	1.6	1.5
		30	8.0	10.7	9.7	7.9	12.8
		令和 元 年度	7.7	11.3	0.9	1.7	3.0
	新 東 埼 橋	平成 27 年度	7.8	10.7	1.0	2.0	1.8
		28	7.9	11.0	3.0	4.1	6.5
		29	8.3	12.0	0.8	1.7	3.0
		30	8.0	10.8	1.3	3.0	4.0
		令和 元 年度	8.0	11.3	0.9	2.0	1.3

注：(1) 数値は年度平均値である。

(2) 南田中橋における平成29年度浮遊物質量の数値は、上流側の河川改修工事の影響により高い値となった。

資料：環境部みどり推進課

表172 光化学スモッグ発生回数および被害者数

年 度	警 報 発 令 回 数	注 意 報 発 令 回 数	学 校 情 報 発 令 回 数	被 害 者 数
平成 27 年度	—	11	18	—
28	—	2	6	—
29	—	5	9	—
30	—	4	16	—
令和 元 年度	—	5	8	—

資料：環境部環境課

表173 公害苦情受付件数

年 度	受 付 件 数	現 象 別						
		ばい煙	粉じん	有害ガス +悪臭	騒音	振動	水質汚濁	その他
平成 27 年度	192	22	31	15	120	43	1	—
28	160	14	19	22	92	40	—	6
29	186	32	16	27	103	49	—	7
30	204	9	28	30	119	54	—	16
令和 元 年度	200	10	33	35	135	50	—	3

注：現象別の件数は、1つの苦情が2つ以上の現象にまたがる場合、それぞれの現象ごとに1件として計上している。

そのため、受付件数と現象別の合計が合わない場合がある。

資料：環境部環境課